東御市 産後ケア事業のご案内

1　**対象になる方**（次のすべてにあてはまる方が対象になります。）
- 市内に住所を有し、出産した日から１年以内の方（お子さんの誕生日の前日まで）
- 産後ケアを必要とする方
- お母さん、赤ちゃんともに医療処置の必要のない方

2　**利用できる日数**　通算７日間（宿泊の場合７泊８日）までで希望する日数
※場合により、最大 14 日まで利用することができます。

3　**受けられる支援内容**
① 授乳（母乳・ミルクとも）に関する相談
② 沐浴や抱き方などの育児全般に関する相談
③ 産後の身体、体調に関する相談

4　**事業内容**

利用区分	
産後ショートステイ（宿泊）	母子で施設に宿泊してサービスを受けます
産後デイサービス（一日通所）	母子で施設に通ってサービスを受けます
産後デイサービス（半日通所）	
産後アウトリーチ（訪問）	ご自宅へ助産師が訪問してサービスを受けます。

5　**利用方法**
①産後ショートステイ（宿泊）をご利用の方は、市健康推進課へお問い合わせください。
利用申請書の提出が必要です。
②産後デイサービス（通所）・産後アウトリーチ（訪問）を利用希望の方は、施設に事前に予約をしてください。
③必要事項を記載した「産後ママ助成券」を利用施設にお渡しください。
「減額チケット」を利用する場合も同様に必要事項を記載し、利用施設にお渡しください。
（助成券・チケットは施設で切り離すので、切り離さないでください）
※産後デイサービスは「産後ママ助成券」で７回まで利用できます。
８回目以降の利用が必要な場合は改めて健康推進課へ利用申請してください。

6　**注意事項**　対象該当条件や施設の空き状況により、希望どおり利用できない場合があります。

7　**利用できる施設・料金等**
①1回（日）の利用料金は、お母さん及び赤ちゃん１人または双子の利用料金です。
②利用者は、利用者負担額を直接利用施設にお支払いください。
（ただし、食事、衣服等の洗濯料または賃貸料、乳児のミルク及びオムツ代は別途かかります。）
※生活保護の被保護世帯および市民税非課税世帯は減免がありますので、下記までお問い合わせください。
③5 回を上限に自己負担金の減額があります。

（裏面もご覧ください。）

申請・問い合わせ先
東御市役所　健康推進課 保健地域医療係　〒389-0502　東御市鞍掛 197 電話　0268-64-8882